

長崎県後期高齢者医療広域連合の特別職の職員の報酬  
等に関する条例

平成18年12月18日 条例第13号

平成21年2月12日 条例第1号

最終改正 平成28年2月17日 条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議員に対する議員報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定め、同法第203条の2の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長
- (3) 運営委員会委員
- (4) 監査委員
- (5) 選挙管理委員会委員
- (6) 情報公開・個人情報保護審査会委員
- (7) 行政不服審査会委員
- (8) 懇話会委員

(報酬の額)

第2条 議会の議員に対する議員報酬及び前条第4号から第8号までに掲げる特別職の職員の報酬は、別表第1に掲げる額とする。

2 前項の議員報酬及び報酬は、議会及び委員会への出席その他その職務に従事した日分を支給する。

(費用弁償)

第3条 議会の議員及び特別職の職員が議会等の招集に応じたとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として別表第2に掲げる額を支給する。ただし、長崎県内であって宿泊を要しない旅行の場合は、別表第3に掲げる額を支給する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年2月8日条例第8号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月12日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日条例第2号抄)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分			議員報酬 又は報酬の額
議員報酬	議会の議員	議長	日額 8,850円
		副議長	日額 8,000円
		議員	日額 8,000円
報酬	監査委員		日額 8,000円
	選挙管理委員会委員		日額 8,000円
	情報公開・個人情報保護審査会委員		日額 8,000円
	行政不服審査会委員		日額 8,000円
	懇話会委員		日額 8,000円

別表第2（第3条関係）

区 分		鉄道賃・船賃・ 航空賃・車賃	日当	宿泊料
議会の議員		実費	3,300円	16,500円
広域連合長		実費	3,300円	16,500円
副広域連合長		実費	3,300円	16,500円
運営委員会委員		実費	3,300円	16,500円
監査委員	議会からの 選任の委員	実費	3,300円	16,500円
	識見を有す る者からの 選任	実費	2,600円	13,500円
選挙管理委員会委員		実費	2,600円	13,500円
情報公開・個人情報保 護審査会委員		実費	2,600円	13,500円
行政不服審査会委員		実費	2,600円	13,500円
懇話会委員		実費	2,600円	13,500円

別表第3（第3条関係）

距離（市町の市役所又は役場の所在 地から出張先までの片道距離によ る。）	鉄道賃・船賃・ 航空賃・車賃	日当
（25キロメートル未満）	不支給	1,650円
（25キロメートル以上）	実費	1,650円